

沼田市新型コロナウイルスワクチン接種実施計画

令和3年3月

第1 概要

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止し、沼田市に住所を有する市民（以下、「市民」という。）の生命及び健康を守るため総力を挙げてその対策に取り組みながら、社会経済活動との両立を図っていくことが求められている。

新型コロナウイルスワクチン（以下、「新型コロナワクチン」という。）の接種体制確保にあたり、「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き」（令和3年12月17日付け健発1217第4号厚生労働省健康局長通知、以下、「予防接種の手引き」という。）に基づき、感染症のまん延防止のため、国や群馬県、沼田利根医師会の支援を受けながら、円滑な接種を実施していくことができるよう、住民接種における実施計画の策定等の基本的な考え方、予防接種の対象者、接種体制の構築等について示すものとする。

なお、本計画は接種体制の状況等を踏まえ、必要に応じて見直すものとする。

第2 基本的考え方

予防接種法（昭和23年法律第68号）附則第7条第1項の規定に基づき、「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について（指示）」（令和3年2月16日付け厚生労働省発健0216第1号厚生労働大臣通知）のとおり新型コロナウイルス感染症に係る臨時の予防接種を行う。

なお、予防接種の実施については、市町村事務とされている新型コロナウイルスワクチンの特例的な臨時接種について、国の「新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業実施要領」等に基づき計画を策定して実施する。

第3 対象者

1. 対象者の範囲

- (1) 原則として、接種当日に沼田市の住民基本台帳に登録されている者を対象とする。
- (2) 新型コロナワクチンの接種日に、戸籍又は住民票に記載のない者、その他の住民基本台帳に登録されていないやむを得ない事情があると市長が認めるものについても、当該者の同意を得たうえで接種を実施することができる。やむを得ない事情については、別に定めるものとする。

※医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第9145号。以下「医薬品医療機器等法」という。）に基づくいわゆる薬事承認において接種の適応とならない者は接種の対象から除外する。

2. 接種順位

市において実施する接種順位は、次のとおりとする。ただし、確保されるワクチンの量や感染拡大の状況等により、順位を変更することができる。

- ① 高齢者（65歳以上の者）
- ② 高齢者以外の基礎疾患を有する者、高齢者施設等の従事者、60～64歳の者
- ③ 上記以外の者

3. 接種対象者数の試算

接種対象者数の算定は以下のとおり。総人口は令和 3 年 1 月 1 日現在、46,673 人として算出。

区分	内訳	対象者数	備考
医療従事者等	総人口の 3%	1,400 人	
高齢者 (*うち、75 歳以上)	令和 2 年住民基本台帳年齢階級別 人口の 65 歳以上の者の合計	16,646 人 (*8,968 人)	昭和 32 年 3 月 31 日以前 の出生者
高齢者以外で基礎疾患 を有する者	総人口の 6.3%(20~64 歳) 総人口の 4.9%(20~59 歳)	2,940 人 2,287 人	
高齢者施設等の従事者	総人口の 1.5%	700 人	
60~64 歳の者	令和 2 年住民基本台帳年齢階級別 人口の 60~64 歳の者の合計	3,220 人	昭和 33 年 4 月 1 日~昭和 37 年 3 月 31 日出生者
上記以外の者	総人口から高齢者、医療従事者等、基 礎疾患を有する者、高齢者施設等の従 事者、60~64 歳の者を除いた人数	21,767 人	
全人口	-	46,673 人	

※このほか、一定の要件を満たす場合、市内に住所を有しない者が接種することもできる。

4. 対象者への接種に関する通知

接種順位に従い、次の 2 段階に分けて接種の通知を行う。

- 1 高齢者
- 2 高齢者以外の者

※ただし、新型コロナワクチンの供給量に応じてさらに細分化することもある。

第 4 接種体制の構築等

1. 基本的考え方

市は、沼田利根医師会等と連携し、市民に対する円滑な新型コロナワクチン接種を実施するため、全庁的な必要な体制を整える。

2. 実施期間

新型コロナウイルス感染症に係る臨時の予防接種実施要領に示す期間とする。

3. 実務体制の確保

接種までの準備にあたっては、部門を超えた組織的な実施体制の確保を行う。また、担当部門では接種を実施するために、必要な人員数の想定、人員リストの作成、業務内容に係る事前の説明、業務継続が可能なシフトの作成など、業務の優先順位及び内容に応じて必要な人員の確保及び配置を行う。

なお、必要に応じて業務を外部委託し、業務負担の軽減も検討する。

4. 接種体制確保について

新型コロナワクチン接種にあたっては、医療機関の協力が不可欠であるため、沼田利根医師会と協議

を行い、沼田保健医療圏の 5 市町村が連携して接種体制を構築する。また、集団接種の際は、多くの医療従事者等が必要と見込まれることから、沼田利根医師会及び沼田保健医療圏の医療機関と協力して実施する。

なお、高齢者施設入所者や在宅の要介護者等が接種を行う場合は、別途個別に体制確保を検討する。

5. 接種会場

医療機関等、医療機関以外の会場で市が設置する集団接種会場とする。これによることができない場合は、別途接種場所を確保する場合がある。なお、接種会場においては、感染予防策を講じた上で運営する。

(1) 医療機関等（個別接種）

医療機関等とは、医療機関のうち集合契約に参加し、接種医となっている医療機関とする。接種に必要な物品等は、医療機関が準備するものとする。

(2) 集団接種会場

集団接種会場とは、市が医療機関以外の会場で集団接種を行うために設置する会場とし、接種場所や施設については、沼田利根医師会や沼田保健医療圏の医療機関と協議を行い、公共施設等を確保し新型コロナウイルスワクチンを保管できる冷蔵設備を必要に応じて設置する。

※市が設置する集団接種会場は次のとおりとする。

沼田市保健福祉センター 他

開設時間は午前 3 時間、午後 3 時間とする。原則、平日及び土曜日は午後、日曜日は午前及び午後開設することを基本とする。各会場での従事者は次のとおりとする。

役割	従事者
運営管理責任者	市職員
接種チーム(予診及び接種、薬剤充填等)	医師(医療責任者)、看護師、薬剤師 等
事務職	市職員 等

6. 予約受付・情報提供

(1) 予約・受付方法

個別接種は、実施医療機関にて予約受付を行う。集団接種は、市が Web（群馬県 LINE 予約システム）及び電話（コールセンター）にて予約・受付を行う。

(2) 市民相談対応

コールセンターを設置し、接種場所の確認やクーポン券の再発行など、ワクチン接種に係る一般的な相談対応を行う。

7. 予防接種への同意

(1) 予診票

予診票については、予防接種の手引に示す様式を使用する。また、予診票はクーポン券に同封するとともに、接種場所となる医療機関や接種会場にも設置する。

(2) 接種後副反応等に関する説明及び同意

予診の際は、予防接種の有効性・安全性、予防接種後に通常起こり得る副反応やまれに生じる重い

副反応並びに予防接種健康被害救済制度について、接種の対象者又はその保護者がその内容を理解し得るよう適切な説明を行った上で、予防接種の実施に関して文書により同意を得た場合に限り行う。

(3) 16 歳未満の予防接種等

医療機関及び接種会場における新型コロナワクチンの接種については、原則、保護者の同伴が必要であることとし、同意等については予防接種の手引きに基づき取り扱う。

8. ワクチンの割り当て・移送

市は、県から割り当てられた新型コロナワクチンを実施医療機関及び集団接種会場に割り当てる。また、冷凍ワクチンを医療機関、集団接種会場に冷蔵移送を行う際は、専用の保冷バッグ等を使用して、市が責任をもって移送する。また、必要に応じて、移送業務は外部委託を検討し、業務の負担軽減を図る。

9. 接種費用の支払い

対象者が沼田保健医療圏の実施医療機関等で予診や接種を受けた場合は、費用を市が直接支払う。また、沼田保健医療圏外に所在する医療機関等で予診や接種を受けた場合は、群馬県国民健康保険連合会より請求を受け、支払う。ただし、別途支払い方法を定めた場合は、この限りではない。

10. 健康被害救済の申請受付、給付

新型コロナワクチンの接種を受けたことによると考えられる健康被害が生じた場合、予防接種健康被害の状況を調査し、沼田市予防接種健康被害調査委員会を開催して協議の上、健康被害救済給付の申請を受け、国が接種による健康被害と認定したときは、救済給付を行う。

11. 接種記録の管理

市は、市民が新型コロナワクチンの予診や接種を受けた場合は、その記録を電子データに登録し、管理する。

12. その他

本計画に定めのないものは、都度、担当部門、庁内、沼田利根医師会、医療機関と協議を行い、決定するものとする。